

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

経団連 倫理憲章改定の影響 13年度新卒採用の傾向と対策

日本経団連の倫理憲章の改定を受けて、企業の人事担当者はいま、13年度新卒採用戦線の戦い方で苦慮している。昨年末経団連は『採用活動における早期化の自粛』を呼びかけ、他の経営者団体とすり合わせることなく独走した。

その倫理憲章改定のポイントとは、大学教育への配慮の下、採用活動における早期化の自粛を行うとして、インターネットなど不特定多数向けの情報発信以外の広報活動は、①卒業・修了学年前年の12月1日以降とする、②同日以前の学内セミナーを自粛する、③選考活動の開始は、卒業・修了学年の4月1日以降とする、④正式内定は10月1日以降とする——など。

インターンシップ(就業体験)についても、採用とは一切関係ないことを明確にし、1~2年生にも実施することが望ましい、など制約がつき合同説明会も姿を消した。就職ナビサイトのプレエントリー受付や企業合同の就職イベント開催もずれ込んだ。

この改定で今後の企業側の対応をみると一。「学生が後期試験とダブリ準備不足。時期が集中することで採用にかかる作業が大変になった」「学生に接触する機会が少なくなり特定企業への集中がさらに強くなる」「大手企業は通年採用を行い門戸を広げるべき」「採用を自由化してはどうか」など経団連への注文は多い。

13年度の傾向は大手中心に採用増が見込まれそうで、昨年度より「薄日」の兆し。そのため採用活動の動き出しが早まるだろう。

税務会計

振替納税利用者は残高不足に注意 所得税は4月20日、消費税同25日

確定申告も終盤を迎え、申告書を提出してホッとしている方も多いと思われるが、確定申告は税金を納めて完了する。

特に、振替納税を利用している人は、確実に銀行口座から引き落とされるように、あらかじめ指定口座の残高を確認し、振替日の前日までに納税額に見合う預貯金額を用意したい。今年の振替日は、所得税が4月20日(金)、消費税及び地方消費税が4月25日(水)。1円でも足りないと振替ができないことになり、納税のために延滞税も加えたところで銀行や税務署に足を運ぶことになってしまう。

納期限までに納税できないと、納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税と本税を併せて納付することになる。振替納税についても、残高不足などで振替ができなかった場合は、同様に納期限までさかのぼってその翌日から延滞税がかかる。延滞税は、3月16日から5月15日までの2ヵ月間は年4.3%、それ以降は年14.6%の割合でかかる。この超低金利時代には高い金利だ。期限内納付を心がけたい。

ところで、振替納税制度では、一度振替納税を選択すれば次年度以降も特段の手続きをせずに継続して利用できることはよく知られているが、「振替納税は税目ごとに利用する、しないを選択できるようにになっている」ことを知らない納税者が多いようだ。つまり、所得税の振替納税を利用していても、消費税等については別途、手続きをしないと振替納税が利用できないことになる。

今週のキーワード

倫理憲章改定

広報活動と選考活動を誤解されないよう峻別した。広報とは、会社説明会、インターンシップなど学生が自主的に参加を決定できるものとし、その後の選考に反映しない旨明示。選考活動とは、学生を選抜することを目的とした活動を指し、時期は4年生の4月1日以降。ただしエントリーシートの提出など日程・場所等に関して学生に裁量を与えられているものは企業独自の適切な判断に委ねられている。